

【表紙】

【発行登録番号】 27-関東120

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月3日

【会社名】 凸版印刷株式会社

【英訳名】 TOPPAN PRINTING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金子 眞吾

【本店の所在の場所】 東京都台東区台東一丁目5番1号

【電話番号】 03(3835)5111(大代表)
(上記は登記上の本店所在地で実質的な本社業務は下記で行っている。)

【事務連絡者氏名】 法務本部長 萩原 恒昭

【最寄りの連絡場所】 (本社事務所)
東京都千代田区神田和泉町1番地

【電話番号】 03(3835)5530(直通)

【事務連絡者氏名】 法務本部長 萩原 恒昭

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成27年7月12日)から1年を経過する日(平成28年7月11日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額
0円(注1)
2,100,000,000円(注2)
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載しています。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 凸版印刷株式会社本社事務所
(東京都千代田区神田和泉町1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	未定（注1、注2）
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	未定
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	該当なし。
申込取扱場所	未定
割当日	未定（注3）
払込期日	該当事項なし。 新株予約権発行の日は未定。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注) 1 株主に割り当てる新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる新株予約権の総数は、21億個を上限として、当社取締役会が定める無償割当基準日における最終の発行済株式総数（当社の有する普通株式を除く。）と同数とする。

2 新株予約権の無償割当の対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主とする。

3 新株予約権の無償割当ての効力発生日

無償割当基準日以降の日で取締役会が別途定める日とする。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	凸版印刷株式会社 普通株式 単元株式数は1,000株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	未定 (各新株予約権の目的たる株式の数は1株又は取締役会で定める株数とする。)
新株予約権の行使時の払込金額	未定 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定 大規模買付者等は行使できないものとする。(注1)
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社取締役会が別途定める日において、新株予約権者(ただし、新株予約権を行使することができない者を除く。)に対して、新株予約権の全部を取得するのと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社株式を交付することができる。(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1 後記「その他の記載事項」において定義される「大規模買付者」は行使できない等の条件を当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。
2 当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しない。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定である。

(2) 【手取金の使途】

未定

第2 【売出要項】

該当事項なし。

第3 【その他の記載事項】

当社株式の大規模買付に関わる対応方針(買収防衛策)

1. 基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。そして、当社株主の皆さまが適切な判断を行うためには、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、当社株主の皆さまに十分な情報が提供されることが必要であると考えます。そこで、当社取締役会としては、当社株主の皆さまの判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉を行い、あるいは当社株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

当社は、1900（明治33）年、印刷技術を伝え、広く社会に役立てたいという旧大蔵省印刷局出身の技術者の一念から誕生しました。創業以来、お客さまや株主の皆さま、お取引先、地域社会の方々など、多くのステークホルダーの皆さまに支えられ、印刷を核とした事業を通じ、情報・文化の発展に寄与してまいりました。印刷は、グーテンベルクの発明以来、文化・産業の発展に貢献する重要な情報伝達手段となり、豊かな文化を育む大きな役割を果たしてきました。500年余を経た現在、印刷技術の応用範囲は飛躍的に広がり、印刷は人々の生活のなかに深く浸透し、なくてはならない存在となりました。このような印刷技術の発展とともに当社グループの事業も拡大しており、社会や多くのステークホルダーの皆さまからの期待が増すなかで、これまで以上に果たすべき社会的責任が大きくなっていると認識しております。当社グループの社会的使命は、「情報を伝え、文化を育み、ふれあい豊かなくらしに貢献する」ことです。豊かなくらしの実現のためには、まず当社グループが社会から永続的に信頼され、必要とされる企業であり続けることが重要です。

当社グループとしては、当社株主の皆さまにこれらのことをご理解いただいた上で将来実現することのできる企業価値・株主価値を適正に判断していただきたいと思います。そして、当社株式に対する買収提案がなされた場合、その提案内容が妥当かどうかを当社株主の皆さまが短期間で適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、以上の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆さま全体の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付者による情報提供および当社取締役会による対抗措置の発動に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。なお、当社は、現時点において具体的に大規模買付行為の提案を受けているわけではありません。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者は、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定期間が経過した後に限り、大規模買付行為を開始することができるというものです。

大規模買付ルールの概要は以下の通りです。

(1) 対象となる買付

特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)がなされた場合に大規模買付ルールに定める手続に従い、新株予約権の発行等の検討がなされることとなります。

注1：特定株主グループとは、

(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項にもとづき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。)または、

(ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

(2) 意向表明書の提出

まず、大規模買付者には、事前に当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を書面にて提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店・事業所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。なお、当該意向表明書の言語は、日本語に限らせていただきます。

当社取締役会は、当該意向表明書を受領後すみやかに、当該意向表明書を受領した事実を開示します。

(3) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の具体的な運用が適正に行われること、ならびに当社株主の皆さまの利益および当社の企業価値を守るために適切と考える方策をとる場合におけるその判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置します。

特別委員会は当社取締役会により設置され、委員は3名以上とします。委員の選任にあたっては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役のほか、社外有識者（企業経営者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象とします。）のなかから選任します。委員の任期は選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に係る当社株主総会終結の時までとし、重任を認めるものとします。なお、増員または補欠として選任された委員の任期は、他の在任委員の任期の満了すべき時までとします。

特別委員会は、下記(4)で大規模買付者から提供される情報が必要かつ十分であるかを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して助言します。また、特別委員会は、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重にとりまとめ、当社取締役会に対して勧告します。なお、特別委員会は、別途定める特別委員会規則にもとづいて運営するものとします。

(4) 情報の提供

次に、当該大規模買付者から、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。なお、本必要情報の言語は日本語に限らせていただきます。

当社取締役会は、上記(2)の意向表明書を受領した後10営業日（初日不算入）以内に、適宜提出期限を定めたくうえで、当初提供していただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下の通りです。

- ・大規模買付者およびそのグループに関する詳細な情報（大規模買付者およびそのグループの資本構成、財務内容、事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ・大規模買付行為の目的および内容
- ・当社株式の取得対価の算定根拠
- ・当社株式の取得資金の裏付け
- ・当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ・その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断した情報

当社取締役会は、特別委員会の助言を受けながら、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆さまの判断または当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して適宜回答期限を定めたくうえで、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は、本必要情報が揃った時点で、本必要情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付するとともに、その事実および交付日を開示します。

当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合に、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(5) 取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、本必要情報の提供が完了した旨を証する書面を当社取締役会が大規模買付者に交付した日から起算して、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、さらに特別委員会からの勧告を尊重し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することがあります。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえで、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会の評価として当該大規模買付行為が当社株主の皆さま全体の利益を著しく損なうものと判断した場合には、当社取締役会は、取締役の善管注意義務にもとづき、当社株主の皆さまの利益を守るために適切と考える対抗措置をとることがあります。

当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社株主の皆さま全体の利益を著しく損なうものと判断する場合として、以下のいずれかに該当するおそれのある場合を想定しております。なお、対抗措置の発動は、当該大規模買付行為の目的が当社株主の皆さま全体の利益を著しく損なうものであると合理的に判断される場合に限定され、以下への形式的な符合のみを理由として発動することはありません。

- ・当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず当社の株券等を買占め、当該株券等について、当社または当社グループ会社関係者による高値での買取りを目的として大規模買付行為を行う場合
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得するなど、当社または当社グループ会社の犠牲のもとに大規模買付者等の利益を実現する経営を行うことを目的として大規模買付行為を行う場合
- ・当社または当社グループ会社の資産を、当該大規模買付者およびそのグループの債務の担保や弁済原資として流用することを目的として大規模買付行為を行う場合
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売却することを目的として大規模買付行為を行う場合
- ・強圧的二段階買収（大規模買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等、当社株主の皆さまに株券等の売却を事実上強要することを目的として大規模買付行為を行う場合
- ・その他上記に準ずる場合で、当社グループの企業価値または当社株主の皆さま全体の利益を著しく損なうと判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当社および当社株主の皆さま全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最も適切と判断したものを選択することとします。なお、実際に新株予約権を発行する場合の新株予約権の概要は、「第一部証券情報」の「第1募集要項」の項を参照下さい。

また、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすること、および一部取得条項を付与し、新株予約権の取得の対価として当社株式を交付することなど、対抗措置としての効果等を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆さまに提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、適切な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主の皆さま全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主の皆さま全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令および当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において、格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。また、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要となる手続として、別途当社取締役会が決定し公告する基準日までに、株主として株主名簿に記録される必要があります。そのうえで、対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行の場合には、その発行の態様により、新株を取得するために所定の期間内に申込みをしていただく、または一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令にもとづき別途お知らせします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動により、一旦新株予約権の発行を決定し、または権利の割当を受けるべき株主が確定した後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、その他大規模買付等が存しなくなった場合、または対抗措置発動の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものではないと判断するに至った場合等に、行使期間開始日までの間であれば当該新株予約権の発行の中止、また発動後においてはその消却（無償取得）を行うことができるものとします。この場合、当社取締役会は当該事項について決定後すみやかに情報開示を行います。

なお、新株予約権の権利の割当を受けるべき株主が確定した後において当該新株予約権を消却（無償取得）する場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

5. 大規模買付ルールの有効期限

本対応方針の有効期限は、平成25年6月27日開催の当社第167回定時株主総会終結の時から、平成28年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

6. 大規模買付ルールの廃止及び変更

本対応方針の導入後、有効期限の満了前であっても、当社株主総会もしくは当社取締役会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、有効期限の満了前であっても、特別委員会の承認を得たうえで大規模買付ルールを修正または変更する場合があります。

なお、当社は、大規模買付ルールの廃止または変更がなされた場合には、その事実および変更等の場合にはその内容等について、情報開示をすみやかに行います。

以 上

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第169期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出

事業年度 第170期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第170期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第170期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月16日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第170期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月15日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成27年7月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日(平成27年7月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日(平成27年7月3日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

凸版印刷株式会社本社事務所
(東京都千代田区神田和泉町1番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。